

## 盛岡市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金支給要綱

### (目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）に協力する診療所に対し、予算の範囲内で新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金を支給することにより新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの個別接種の促進のために必要な体制の整備を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において「新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金」とは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知）及び令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱（令和5年4月28日厚生労働省発健0428第4号厚生労働事務次官通知）に基づく新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金をいう。

### (支援金の支給)

第3 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金（以下「支援金」という。）は、次の各号のいずれにも該当する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（以下「支給対象者」という。）に支給する。

(1) 市の区域内に所在すること

(2) 週100回以上のワクチン接種を次に掲げるいずれかの期間において4週間以上行っていること。

ア 令和5年5月1日から同年7月2日まで

イ 令和5年7月3日から同年9月3日まで

ウ 令和5年9月4日から同年11月5日まで

エ 令和5年11月6日から同年12月31日まで

(3) 前号に規定する期間のそれぞれの1週間のうち、時間外、夜間又は休日に接種体制（市内において開催する集団接種会場等への医療従事者の派遣を行っている場合を含む。）を1日以上用意していること。

### (支給金額)

第4 支援金は、週100回以上のワクチン接種をした週における接種回数の合計数に2,000円を乗じて得た額とする。

### (支給の申請)

第5 支援金の申請をする者は、盛岡市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金支給申請

書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実績明細書（第3第2号及び第3号に規定する要件に該当することを証する書類）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和6年3月31日までに行わなければならない。

（支給決定の通知）

第6 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を支給することが適当と認めるときは、盛岡市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金支給決定通知書により、不適当と認めるときは盛岡市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金不支給決定通知書により、当該申請をした支給対象者に通知するものとする。

（支援金の支給）

第7 市長は、支援金の支給を決定した支給対象者に対しては、当該支給に係る申請のあった日から3月以内に支援金の支給を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第8 市長は、必要があると認めるときは、支援金を支給した支給対象者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

（支援金の返還）

第9 市長は、支援金の支給を受けた支給対象者が虚偽の申請等をしたときは、支援金の返還を求めるものとする。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に必要な事項は、市長が定める。